

鳥取市親子サッカー教室事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市親子サッカー教室事業費補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、未就学児とその保護者を対象とし、ガイナレ鳥取によるサッカー教室を行うことにより、親子のコミュニケーションを促進し、次代を担う子どもたちの夢を育むことを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、株式会社SC鳥取とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、未就学児とその保護者を対象として実施する、ガイナレ鳥取による親子サッカー教室事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費(講師謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、燃料費、広告宣伝費、保険料、使用料及び賃借料)とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ鳥取市親子サッカー教室事業費補助金事業計画書(様式第1号)及び鳥取市親子サッカー教室事業費補助金収支予算書(様式第2号)によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告書)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付の対象となる年度内の事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ鳥取市親

子サッカー教室事業費補助金報告書（様式第3号）及び鳥取市親子サッカー教室事業費補助金収支決算書（様式第4号）によるものとする

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取市親子サッカー教室事業費補助金事業計画書

1 事業目的

2 期 日

3 会 場

4 参加者数

5 事業内容

6 事業費内訳

科 目		金 額 (円)	積 算 内 訳
補助対象経費			
補助対象外経費			
合 計			

鳥取市親子サッカー教室事業費補助金収支予算書

(収入の部)

科 目	金 額 (円)	摘 要 (内訳等)
補助金		鳥取市親子サッカー教室事業費補助金
計		

(支出の部)

科 目	金 額 (円)	備 考
計		

鳥取市親子サッカー教室事業費補助金事業報告書

1 事業目的

2 期 日

3 会 場

4 参加者数

5 事業内容

6 事業費内訳

科 目		金 額 (円)	積 算 内 訳
補助対象経費			
補助対象外経費			
合 計			

鳥取市親子サッカー教室事業費補助金収支決算書

（収入の部）

科 目	金 額（円）	摘 要（内訳等）
補助金		鳥取市親子サッカー教室事業費補助金
計		

（支出の部）

科 目	金 額（円）	備 考
計		